

社会福祉法人の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

1. 組織概要

本会は1934（昭和9）年に任意団体として発足し、2013（平成25）年に公益財団法人の認可を受け、全国の知的障害児・者福祉事業所を会員として、全国で約5,700事業所が加盟している団体です。

各都道府県の協会（地方会）と全国を9ブロックに分けた地区会及び6つの部会（児童発達支援部会、障害者支援施設部会、日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会、地域支援部会、相談支援部会）で構成しています。また、各種の委員会を設け、政策提言に向けた活動や広報誌の発行、権利擁護、人材育成等の研修会や研究事業等を行っています。（別添参照）

2. 社会福祉法人の「さらなる取組」について

- (1) 社会福祉法人は、地域の多様なニーズに積極的に取り組んでいくことが必要であり、既に地域の防犯的な活動や見守りといった取り組みを行っています。また、本会の地方会（日本知的障害者福祉協会の各都道府県の組織）によってはセーフティネット拠点事業の事業実績等があり、従来からの法人レベルでの取り組みに加え、こうした地方会レベルでの取り組み等を重層的に行っています。地域生活における生活のしづらさを抱えている人たちへのセーフティネット機能の拡充も社会福祉法人の重要な役割と考えています。
- (2) 障害福祉関係事業を実施している社会福祉法人は、児童期の発達支援、就学期の生活支援、就労・生活支援、入所・日中活動支援などライフステージに応じた幅広い事業展開により社会福祉法人としての使命を果たしてきました。さらに、近年では触法者への支援、所得補償や相談支援など多岐にわたる事業に取り組んでいます。こういったノウハウの蓄積から、制度外として障害者や高齢者の雇用等、個々の状況や障害特性に応じた支援等、地域・社会貢献的活動も積極的に行っています。
- (3) 事業指定基準や資金用途制限などから柔軟な対応が行えない状況がある他、地方自治体の指導により事業制限が生じています。定款上に「制度外事業」を位置づけ、地域の少数のニーズや多様な個別ニーズに対応し、相談から支援まで行えるようにすべきであると考えます。
- (4) 地域における様々なニーズへ対応していくため、公益活動がしやすいように福祉事業資金の使途の制限を緩和するとともに、社会福祉法人が一定の枠組みの中で自由に活動できるような柔軟な対応も必要と考えます。

3. 社会福祉法人の組織について

- ・ 社会福祉法人審査基準や社会福祉法人定款準則等により社会福祉法人の意思決定には制限があります。さらに、各種福祉事業においても事業指定基準等による制限があることから法人組織として特色を出しにくい状況があります。地域に向けて公益性が発揮できる特色ある事業を実施するためにも、事業者指定における緩和を含め、工夫が必要と考えます。
- ・ 社会福祉法人は、福祉事業を推進しながら地域住民との連携を図るほか、地域を支える役割を果たしています。法人の理事長や理事等の役割と責任を明確にすべきであり、また、地域のニーズを汲み取るため、評議員会の役割を強化し、更なる充実を図るべきと考えます。
- ・ 1事業のみを運営するような小規模な法人であっても、法人運営を基本とする意味から、社会福祉法人は、極力、独立した法人事務局を設置すべきと考えます。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

- (1) 社会福祉法人の規模については、地域の実情に応じた事業規模が基本と考えます。安定性・継続性から考えると一定程度の規模が必要と思われませんが、地域の実情によっては小規模でも運営できるような方策も必要ではないかと考えます。
- (2) 合併・譲渡は法人の意思に基づき、お互いの理念を共有した上で「必要と求めに応じて」行うものと考えます。
- (3) 地域定着支援センター、サービス管理責任者養成事業、相談支援専門員養成事業などについては、各都道府県の協会（地方会）による協働化が進んでいます。このような取り組みをさらに進めることにより法人間の協働化が進むものと考えます。
- (4) 社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的に設立しているもので法人としての意思を尊重すべきと考えます。各都道府県の協会（地区会、地方会）は、ある意味で「複数の法人を社員とする統合法人の仕組み」的役割を果たしうるもの（可能性がある）と考えます。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

- (1) 知的障害福祉事業の運営には家族や地域住民の理解と協力が不可欠であるため、様々な情報提供や啓発活動が必要です。一方、プライバシーや差別、偏見などに配慮した広報や理解を得る福祉教育が重要であると考えます。
- (2) 財務諸表公表は必要と考えており、今後も積極的に行うよう働きかけていくべきと考えます。
- (3) 財務諸表以外の定款や役員名簿等についても、さらなる情報の開示に努めていくべきと考えます。

6. 適切な監督指導について

- (1) 法人指導監査は法に基づき福祉事業指導監査指定基準に則した内容で行うものですが、自治体職員の感覚や自治体間での差異が生じています。ついては、指導監査にあたる職員の質を担保できる体制が必要と考えます。
- (2) 第三者評価の必要性については認識しており、本協会としても各都道府県の協会（地方会）を通して啓発していきたいと考えています。しかし、評価機関による格差が生じているため、今後はさらに一定レベルの水準を担保していく必要があると考えます。

7. 福祉人材の確保について

- (1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取り組みを進めていくべきか
 - ・ 福祉事業は対人援助が中心であります。生活支援という視点で捉えると、多様な職種が必要となることから、福祉系の人材に偏らず多様な分野からの人材確保が必要と考えます。
 - ・ 協働の人材育成・研修等については、知的障害福祉の分野では本協会を中心に、各都道府県の協会（地方会、地区会）及び全国において体系的に取り組まれています。今後、更に地区会において福祉圏域を対象とした他福祉分野との交流促進が必要と考えています。しかしながら、地域連携を拓げることは急速に行えるものではないため、時間をかけて地域に応じた体制の整備が必要であると考えます。
 - ・ 職員の人生設計に応じたサポート体制を構築し、そのための人事体制およびシステムについて取り組んでいくべきと考えています。
- (2) 福祉人材確保の効果的な取り組みを促進するためには、どのような方策が考えられるか。
 - ・ 小学校、中学校における福祉についての啓発や、高校、大学における福祉・ボランティア教育等、教育機関との連携・交流促進に努める必要があると考えます。
 - ・ 地域のニーズに対応している法人や優れた福祉事業を行っている法人が新規事業に参入しやすくなるような環境整備が必要です。行政監査・指導時には指摘事項のみではなく、優れているところを評価（地域・社会貢献活動の評価）する視点も加えるべきと考えます。
 - ・ 福祉事業を法人間で連携して実施できる環境があれば、法人間の連携が進むと考えられます。これらをきっかけに法人間の人事交流やキャリアパスの構築にもつながるのではないかと考えます。

8. その他の要望